

会員各位

公益社団法人東京ビルメンテナンス協会

東京都 物品買い入れ等競争入札参加資格における 障害者雇用率の変更申請について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、東京都の入札資格登録を行っている会社は標記の参加資格申請を行っていることと存じます。当協会では入札制度の改善に関する要望活動を東京都に対して行っておりますが、その中で資格審査時の障害者雇用率の配点等に関しても要望しております。

障害者雇用率について、定期受付では雇用率によって、最大5点が配点されていますが、定期受付時の雇用状況により一時的に下がっていることもあるため、対応策を検討いただきたいという要望です。

この度、当協会が東京都財務局との意見交換会を通じ、「障害者雇用率については、変更申請を行うことにより資格の再審査を受けることが可能」との回答をいただきました。等級や順位に変動は起きない可能性もございますが、総合評価案件の加点項目に影響はあることと存じます。

障害者雇用率の変更に伴う再審査申請方法は以下のとおりですので、必要に応じてご活用いただくようお知らせします。当協会では今後とも業界発展のために活動を進めてまいりますので、ご支援ご協力の程よろしくお願いいたします。

<障害者雇用率変更に伴う再申請申込方法>

- ①東京都財務局の電子調達システムにアクセス

(<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/index.jsp>)

- ②「資格審査」の「物品買い入れ等競争入札参加資格」ページにアクセス



- ③ 画面中段の3 申請後の各種手続き（変更、再審査、取り消し）（1）各種申請内容の一覧 ①法人・個人の表の「再審査 障害者従業員数の変更」欄にある「再審査申請書」を印刷。

※当協会 Web サイト「お知らせ」内にも申請書リンクボタンを掲載中

(<https://www.tokyo-bm.or.jp/news-153.htm>)



- ④ 印刷した「物品買い入れ等競争入札参加資格再審査申請書【算定障害者従業員数等の変更】」に必要事項を記入し、必要書類と共に郵送

(公社) 東京ビルメンテナンス協会

Tel:03-3805-7555 担当：森